

指定管理者の指定について

指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和6年11月5日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河野 和彦
名古屋市東生涯学習センター	東京都目黒区東山一丁目5番4号 アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河野 和彦

名古屋市西生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河野和彦
名古屋市中生涯学習センター	さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山安茂
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河野和彦
名古屋市守山生涯学習センター	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原幹也

2 指定の期間

(1) 中生涯学習センター

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) (1) 以外の施設

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(令和6年11月5日提出 生涯学習部生涯学習課)